

平成22年9月城南衛生管理組合総務常任委員会

開催日時 平成22年9月6日(月)午後2時
開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員(11人)

委員長	原田 周一
副委員長	菱田 明儀
委員	田辺 勇氣
委員	岡田 久雄
委員	大西 吉文
委員	園崎 弘道
委員	樋口 房次
委員	青野 仁志
委員	西川 博司
委員	藤田 稔
委員	向野 憲一
議長	高橋 尚男 (オブザーバー)

説明のため出席した者

専任副管理者	吉村 弘
事業部長	稲石 義一
施設部長	浅田 清晴
総務課長	清水 孝一
財政課長	杉崎 雅俊
施設課長	川島 修啓
クリーン21	福井 均
長谷山所長	
クリーン21	太田 博
長谷山副所長	
折居清掃工場長	福西 博
折居清掃工場	辻 巧
副場長	
エコ・ポート	西村 憲司
長谷山所長	
総務課人事係長	倉富 晋一郎
財政課係長	橋本 哲也

事務局 局長 宇野 敏彦

会議次第

1 議題

- 1) クリーン21長谷山の灰溶融施設の稼働停止
- 2) 平成23年度から実施(拡大)する民間委託業務
- 3) クリーン21長谷山の運転委託契約の更新
- 4) 折居清掃工場等の消火設備の整備
- 5) 市町分担金の推計(概算)
- 6) 平成22年人事院勧告に対する対応

2 その他

午後1時54分 開会

○原田周一委員長 暑い中、ご苦勞様でございます。定刻より5分ほど、ちょっと早いのですが、皆さんお揃いですので、只今から始めさせていただきます。

本日は、総務常任委員会を招集いたしましたところ、議長並びに委員各位におかれましては、何かとご多用の折りにもかかわらず、ご参集をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

それではただ今から、総務常任委員会を開会いたします。

始めに、理事者からのご挨拶がございますので、お受けしたいと思います。

吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 今日は大変暑い中ですが、もう日本の夏じゃ、ないですね。本当に南方の方へ行ったような感じでございますけれども、私も先日土曜日なのですが、柄では無いのですが、日本舞踊の会がちょっとご近所のお付き合いで、ちょっと来んかということで鑑賞に行ったのですが、坂東流というのですか、14～5人踊られるのですが、1人熱中症で倒れたということでしてね、それぐらい、そういう所にも影響が出ているということでございますが、本日はそうした大変暑い中を総務常任委員会にご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第でございます。この時期昨年もそうございましたけれども、城南衛管の懸案事項と言いますか課題、これにつきまして少し時間を頂戴いたしまして、詳細に説明を申し上げ、またこれから議会もございますので、ご指導を頂きたいと、このような趣旨でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶と致します。本日は大変

ご苦勞様でございます。ありがとうございます。

○原田周一委員長 ありがとうございます。それでは本日の議題に入りたいと思います。

本日の議題は、レジュメにもございますように6点ございます。それでは、一点目のクリーン21長谷山の灰溶融炉施設の稼働停止について、説明をお願いします。

吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 お手元の資料で順次説明を申し上げます。1つは、口取りで1番でございますが、クリーン21長谷山の灰溶融施設の稼働停止ということで、お話を申し上げたいと思っております。

これは、もう先生方ご存知のとおり、以前より議会の方もご指摘を受けておりました、随分経費が掛かるじゃないか、或いはCO₂が出るじゃないかという話でございまして、私共の方も従前よりそのことは承知をしておりましたので、環境省の方へ再三、言っておりましたけれども、それで先ず、それじゃどうしてそういう灰溶融というものを併設したのだと、こういうことから始めないといけないかなと思いますけれども、この国の補助制度でございまして、いわゆる私いつも言うのですが、3点セットでしか国庫補助金が交付されないという状況がございました。どういうことかと言いますと一つは、勿論焼却場でございますから焼却施設が当然要る訳でございます。それにプラス発電設備、更にプラスその焼却灰を灰溶融にきなさい、いわゆる溶融スラグにきなさいということで、灰溶融施設、これが3点セットと言っているのですけれども、これが平成の9年に原則3点でないと補助金を出しませんよと、こういうことでございまして、これが平成の16年まで続いた訳であります。で、平成17年になりますと、これは3R交付金制度に変わりました、この3点セットは無くなった訳でありますけれども、我々のこの城陽の新工場は、この平成9年から16年の真ん中にズボット入ってしまったとこういうことでございまして、ですから私どもの方も、これは国の交付金を頂戴しようとしたら3点セットでいかなしょうがない、ということになった訳でございます。それでこの1ページの上の表でございまして、事業費全体で62億2,468万9千円でございまして、その内国庫補助金が、約19億9,700万ほどでございます。それから起債ですね、借金、長期の返済でございますが15年で返済をするのですが、それが、33億8,690万で、当面の現金これが市場分担金でありますけれども、これが建設の期間ですね3カ年ぐらいでやっておりますけれども、概ねそれが約8億4千万ほど、だから62億の事業費で当面の現金は8億4千万でやれた訳でございますが、勿論入札を致しましたので、相当落札率も約50%ということで、当初、予算は120億を見ておりましたけれども、約60億で終わったと、こんなことでございまして、そのような経過で、止む無くこの灰溶融施設というのを造りましたよということで、ちょっと経過を申し上げておきたいと思いま

す。

それで私共の方もこれは相当な経費が掛かりますよと、それからCO₂も大変ですよということで昨年来ずっと環境省の方に要望をしておりました。そこで2ページでございますけれども、この3月の19日付、日付は19日だったのですけれども、環境省の方から通達が来まして、私どもの方に参りましたのが、これ京都府庁を經由ですから3月の末の方でございましたので、議会にもご報告はその時にはしておりませんけれども、そうして、それを受けまして分析をしていった訳でございますが、その通達は5点。停止するには5つの条件が要りますよということで通達を受けた訳でございます。それがこの2ページの表に書いておりますようなことでございます。一つは飛灰ですね、これは排ガスの中に入っております灰でございますけれども、その処理の仕方。これをきちっと適切にして下さいということで、これは当然のことで、いつもやっております。施設を一時期停止しまして、いわゆるオーバーホールをする期間がございますから、そういったことできちっとやっている。それから焼却灰もそうなのです。これは、大阪湾広域臨海環境整備センター、そこへ埋立をしております、きちっと、向こうの方もきちっとした基準がございますので、又うちの方もそれを測定してきちっと持っていくということでやっております。それから三つ目は、最終処分場の残余年数が、衛管は15年以上あるか、どうか。これも承認基準になる訳でございますから、それも、これは資料の1ということで、3ページになりますけれども、お付けをいたしております。丁度この焼却灰の欄でございますけれども、平成33年度までは空白になっておりますね。これは大阪湾へ行けるといふことなのです。今の計画では平成33年までは大阪湾の方に持って行けると、次期計画は、向こうのセンターの方では、多分やってくれるだろうと思うのです。平成34年以降もですね、やってくれるだろうと思うのですが、まだ、未定でございますから、これは書いておりません。従ってその焼却灰は、平成34年から以降は、うちの方の三郷山に埋立てる。こういう計画にしております。それが12,967m³ということで、34から35,36,37,38年まで、これ第1期計画ですね、グリーンヒル三郷山の第1期計画でございます。しかしここが、これで満杯になりましても第2期計画があるということで、三郷山の財産区さんからお借りをしている用地でございますけれども、概ね1期と同じ容量ですね、約20万m³を準備を我々の方はしているということで、その第2計画ですとその焼却灰を、埋立をするに致しましても平成50年までは十分行けますよと、こういうことの表でございます。ただ、先ほど申しましたように、大阪湾には、まだ行けると思っております。あそこが無かったら、この関西圏えらいことになっております。ですから、そんなことで、環境省の方もきちっと、これ環境省の方の外郭団体だと承知しておりますけれども、それをきちっとやってくれるだろうというふうに思っております。ということでありまして、私どもの方は15年以上残余年数がありますよという資料でございます。それからもう一つはCO₂ですね、

これが、明確に排出削減が出来ますか。これは明確に出来ます。これは資料のその次でございますが、4ページ資料の2でございます。CO₂の削減が出来るということでございます、ここに四角のそれぞれ表が三つほどございますけれども、真ん中でいきますと、CO₂の削減量でございますが、今、灰溶融を停止しましたら、白灯油が勿論削減できます。それから電気を売電しておりますけれども、ここで使いませんので、中で発電施設がこのようにございますけれども、それが灰溶融施設の中で消費がされませんので、だからそれはその分、関電に売るということになります。それはCO₂の計算上では、CO₂の削減というふうになって参ります。そんなことでここに書いてございますが、それから逆に増加ということがございます。それは焼却灰を埋立地の方に運搬をしなきゃいかん。そうすると軽油がいます。その軽油のCO₂が増加量、書いてございますけれども、それは33年の大阪湾の方に行く場合、それから34年以降は当組合のグリーンヒル三郷山に行くと、この2つに分けておりますけれども、いずれにいたしましてもこの4ページの上の四角のところですね、大体、2千トンCO₂前後の削減が出来ると、こういうことでございまして、これで資料を付けまして、環境省の方に持っていくということになっております。それから条件の5番ですけれども、ただこんなことは無いと思うのですが、うちの方はこんなことはしておりません。灰溶融固化設備の不具合を意図的に放置したために休止に至った場合。こんなことはございませんので、きちっとこれはやっております。ということでございまして、実質、条件は4つほどあるのかなと、このように思っております。私も先日、環境省の方へ7月に参りまして、向こうの部長さんという方、今、8月10日付で官房長に転出されまして、人事異動があったようでございますけれども、その方にも中味の説明をいたしまして、お願いをしておきました。で、10月に廃止の申請をさせて頂きたいということでございます。申請ですから後、承認が来る訳ですね、環境省の方が審査をして、承認という形で文書が来ると、そこで初めて停止ということになりますが、そういたしますと、停止をした場合の経費的な関係ですね、それがちょっと又1ページに戻って頂きますけれども、先ず、表がございますけれども、2のところですね、平成21年度の実績をベースに、そこに書いておりますけれども、先ず、経費の節減の方ですね、いわゆる支出減なり収入の増という欄がございますが、これ運転委託をやっております。これは昼夜やっておりますので灰溶融の場合は、それが、これは単位、万円でございますが、1億3,690万円ぐらいが委託料の減になってきようかなと。それから後、薬品代とか灯油代が相当掛かっておりましたけれども、これが薬品代で759万円、灯油代で1,525万円それから黒鉛電極というのがございまして、これが1,834万円でございます。それと更にオーバーホールの工事費が不要になってきますので、焼却場だけになりますので、それが3,002万円。それから先ほど言いましたけれども、電気を使いませんのでその分売電が出来るということになって参りますと、それで約3,334万円ということでござい

す。21年度の今現在決算を鋭意進めておりますけれども、約、売電収入がこれ7,500万と見ているのです。これが例えばプラスになりますので、だから1億1千万か、1億はいくと思います。それぐらいの売電収入になってくると、こういうことだと理解を頂きたいなと思っております。それから逆に先ほど言いました、支出の増とそれから収入の減の欄。焼却灰を運搬しなきゃいかんということで、運搬費の増とそれから処分費の増がこれだけ要ります。それからメタルが生産がされませんので、これが639万円ということで、収入の減ということになりまして、約、ですからここにA-Bということで、まあ2億円ほどの経費節減になるということでございます。現在市町から大体、分担金が約40億頂戴しておりますけれども、その内の2億円がこれからずっと不要になってくると、このようなことでございまして、これの灰溶融ですね、これを入れて環境省の方も3点セットやと言っていたのが、どういう背景があるのか、やっぱり当時は日本の最終処分場の残余年数があるかどうかと、もう大変な新聞がどんどん出した時期がございまして、灰溶融を致しますと、容量が半分になりますから、焼却灰が更に半分になるということでございまして、そんなことでそれが打ち出された。しかしCO₂のことを考えたら全然、逆方向だという施設でございまして、そのようなことで申請をさせて頂きたいというふうに思っております。この1番につきましては以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○原田周一委員長 説明が終わりました。只今の灰溶融施設の稼働停止について、ご質問があればお受けしたいと思います。西川委員

○西川博司委員 灰溶融施設の稼働停止ということについては、説明頂いて内容については理解出来ますし、今までたくさん負担があったということで、そういう点では私も賛成であります。それで、質問なのですけど4ページのところで表があります。一番下の表で量Aと書いていますね。そこのメタン、2枠目150,360 kmとなっておりませんが、このkmというのはどういう意味なのか。量やったらm³ということになるのですけども、それはどういうことですかね。係数を聞いたらCを掛けて一定の量になるということなのか、その辺の説明をお願いします。それから、これ委託の部分が稼働停止なる訳ですけれども、そこで働いていた人がどうなるのか。その辺のことも分かっていたらお答えいただきたいと思っております。

○原田周一委員長 吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 メタンの方は部長の方から答弁させますけれども、委託

費ですね、現在ですね38人相当を委託しております。これが（灰溶融施設）消えちゃいますから17人相当に、ということになります。今、先生おっしゃるように21名、これが云うたら宙に浮くといえますか、なる訳でございますが、これについては、今のこれ関西サービスという会社でお願いをしておりますけれども、その従業員さんの就業確保の問題がございますから、今現在、こういうことを計画していますよということを申し上げております。出来るだけ向こうの方で吸収をするということで今、検討をして頂いているということでございます。通勤圏もございまして、いろいろ難しい問題もあるのですけれども、向こうの社長さんの方と大体、大津とか、この辺の近くと云ったらあれですけどね、枚方とか、そんな人もありますから、そこで何とか吸収をしたいというお話は頂戴しております。

○原田周一委員長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長 メタンの欄とそれから一酸化二窒素の150, 360 km。これキロメートルでございまして、走行距離です。それで計算をするということです。

○原田周一委員長 西川委員

○西川博司委員 委託部門の21人減、これは関西サービス。ここが他の部門で吸収をされると、するよにと計画をされているということで、そういう形であれば良いと思うのですけれども、全国的に同じような申請がされると思うのですね、そうすると、全国的にはかなりの人員になると思いますので、大変厳しい状況もあると思いますが、その辺はうまく指導して頂きたいと思います。それからこのkm、ということは1キロメートル辺りCO₂が何ぼということで計算して、最後にこのCO₂増加量ですね、47.36 kg-CO₂ということが出る訳ですか。そういう理解で良いですか。（当局：はい。）分かりました。

○原田周一委員長 他に質問ございませんか。他にないようですので、次に、二点目の平成23年度から実施（拡大）する民間委託業務について、及び三点目のクリーン21長谷山の運転委託契約の更新について、それぞれ関連がございますので、一括して説明をお願いします。吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 従来から委託を順次進めておりまして、これは団塊の世代が丁度、退職をしていきますので、そういった時期に平行致しまして、民間委

託を進めていくということの方針の中で、やってきておりまして、今現在、3つの工場で夜間の運転を中心しておりますけれども、これがちょっと口取りの3でございますが、2の方は、後にしますが、この3でございますが、3つの工場、今、一つは城陽にありますクリーン21長谷山。それからこの沢にありますクリーンピア沢。それから宇治にあります折居清掃工場。この3つの工場につきまして、このような業務量、それから委託期間、それから委託料という形でそれぞれさせて頂きまして、お陰をもちまして、例えば職員数ですと60名の減を図っているのです。平成13年は166人いたのですけれども、その時は全く委託ということはございまして、今、106人でやっていると、60人の減ということでございます。人件費も当時は20億近かったのですけれども、約6億5千万の減ということで今年度、人件費やっておりますが、そのようなことで一定、行財政改革ということで成果の一つの大きな要因ということでございまして、民間委託を進めてきたということでございます。それで口取りの2でございますけれども、それじゃ、更にですね、平成23年度から実施を致します民間委託業務ということで、ご説明を申し上げたいと思います。一つは、エコ・ポート長谷山でございますが、資源化係、資源化係というのは缶、ビン・ペットボトルを圧縮をして、結束をして、中間処理をして売却をするという、こういう施設でございます。これ現在この表のとおりでございまして、係長が勿論1名、それから庶務も職員1名、それから資源化係職員6名相当ということで、8名で現在やっております。それが委託の拡大をしたいということでございますが、職員以外に選別ですね、選別作業はこの外部、いわゆる民間でございますが、宇治田原にございますアクスという会社で、ここは障害者を雇用しておりますけれども、そこをお願いしております。これを更に拡大をしたいということでございまして、そこに書いてございますように、作業員18名、この作業員というのは、作業員という言い方をしておりますけれども、障害者でございます、18名。それから指導員、これは健常者になる訳でございますけれども5名。それからバスの送迎員1名、合計24名で委託をお願いしております。それが、作業員については1名増、指導員は5名増ということで、6名。職員6名を、そういう形で作業員1名、指導員5名という6名に振り替える。それから夏は更に、作業員がこれまでは3名を増にしておりましたけれども、次回からは、この来年度からは夏は4名にしたいということで、夏はですから19プラス4ということに障害者はなるということになります。そんなことでございまして、進めていきたいと思っておりますが、それで2ページの上書いてございますが、委託の理由でございますが、これもアクスさんへは随分長くお願いをしておる訳でございます。平成11年からお願いをしておりますけれども、もう10年経ちます。やはり受け入れから搬出までの一連の作業でございまして、多少、不効率性を是正をしたいと

いうことをございます。委託ですので、いちいち職員の指示を受けるというようなことをございまして、非常に不効率な面がございましたので、ここはもう委託の方へお願いをしようということをございます。それから2は、障害者の雇用。先程来言うておりますけど、障害者雇用に貢献を少しでもしたいということをございます。それから人件費などの財政的な負担軽減。それから行政のチェックが十分だろうというふうに思っております。このエコ・ポート長谷山はダイオキシンを出す施設でもございませんでね、ギュッと圧縮をして中間処理をするということをございますので、職員が2人おれば十分だろうと、こんなふうにも思っておる訳でございます。それから1ページにお戻り頂きたいのですけれども、そこに経費比較を致しております。直営の人件費、現行は6, 264万4千円でございますが、委託後は1, 835万8千円ということに、ざっと計算ですがなります。それから委託費につきましては、その分6名分増加になりますので、6, 669万1千円から9, 749万9千円ということをございます。ちょっと1人当たりの単価が500万ほどになりますけれども、やっぱり健常者が多ございますので、障害者が1人しかおりませんで、そんなことに平均的にはなってくるということをございます。それでこの人件費なのですが、うちの職員の人件費2人で1, 835万、高いのじゃないかなというご指摘もあろうかなと思いますが、ちょっとですね、私どもの方も若干、よく勉強しなかった分もございます。誠に申し訳ございませんで、この4ページに人件費の資料がございまして、そこに正職員6名と再任用員4名。再任用4名云いまして、ハーフ勤務でございますので、実質2人ということになりますね。再任用は4名ですけど実質2人なのです。私とこはハーフ勤務でありますから。合計は8名相当ということで仕事をしておりますけれども、そこでちょっと見て頂きたいのですが、この時間外手当と休日勤務手当ですね、これ予算の計上の仕方、再任用さんの4名の時間外と休日は、この正職員の6名の中に入っております。誠に申し訳なかったのですけれども、詳細また、分けたらよかったですでありますけれども、でございまして、再任用の職員給もこの中に入っておりますが、それで平均をしてございまして、それが917万9千円ということに相成ります。これは全部入っております。共済費ですね、いわゆる当局が負担いたします共済費、いわゆる健康保険等に相当するようなものございます。そういったものも全部入っております。実質的にこの正職員6名が支給を受けておるのは、この給料の欄と職員手当でございますけれども、この職員手当の一部、先ほど云いました時間外と休日は再任用さんの分がちょっと入っておりますので、それを差引きますと、正職員6名の1人当たりの年間給与、これが758万3千円になります。平均年齢49.1歳でございます。ということに相成りまして、この1ページで財源計算をしておりますけれども、もう少し経費の節減が出来るという数字に相成る訳でございます。そういう点、ちょっと

修正をさせていただきたいと思っております。それから、2ページでございますが、もう一つ委託をしたいということが、これが、ごみ中継施設でございます。この沢の向こうの方でございますけれども、そこの施設をしたいと。現行は6名の職員でやっております。これを委託後は、職員は1人、責任者は残しまして、後5名を、委託をしたいというふうに思っております。これもこの委託理由の中に、この2ページの下の方でございますけれども、委託理由で①でございます。大型自動車運転免許が必要ではあるものの、業務はほぼ車両運転業務に限定的であるということが1つでございます。現実的なものだと、こういう理解を頂いたら結構かと思っておりますけれども。それから、大型免許の取得者ですね、職員の中に中々いないということがございまして、今、混成部隊でやっております。そこに書いてございますように、正職員4名、再任用1名、臨職1名、嘱託1名という混在した体制で、取り敢えず免許が必要でございますので、そんな体制でやっています。そのこともございますので、安定的な業務運営をしたいということで、委託の方にもっていきたい。これも一つの理由でございます。それから、3ページの上の方でございますが、同じように人件費の節減と、行政のチェックが十分であるということでございます。これも先ほどの施設と同様、別に有害な物を排出する訳でもございませぬので、ただ、大型で、ごみを運搬するということだけのことでございますので、そういうことをさせて頂きたいということでございまして、これは一応入札で考えております。従いましてこの直営人件費、これが係長1人で委託後は1千万を越えるという形になっておりますけれども、これも資料の5でございますが、先ほどと同じものでございますが、再任用さん或いは臨職さんの時間外、休日勤務手当が、これも私どもチェックが十分出来ていなかったのですが、この中に正職員の方に入っております、正職員の中に全てこれ入れまして、1,029万、実際にはもっと低うございます。これで1人当たり、給与と職員手当で申しますと1人当たりが、816万4千円というのが、職員の4名の平均でございまして、これは先ほどの平均額より少し多ございますけれども、ちょっとこれ平均年齢を言いますと、57.5歳ということで、定年に近い方がここに集っているということもございまして、そんなことになっておるところでございます。そこで、これで合計11名に委託になろうかと思っております。先ほどのエコ・ポートと中継ですね。それじゃ、来年度、従って委託をして後、人員体制がどうなるのかということでございますが、そこに書いてございますように、106人が正規職員ということになっております。それから再任用が25人、嘱託が9人、臨職が3人ということでございまして、これで現在22年度は事業を進めておりますけれども、11名分委託をして参ります。そこに算式がございまして、先ず正規職員の中で定年退職が9名でございます。算式が3ページの一番下書いてございますけれども、9名でございます。この9名でありますけれど

も、9名が退職致しますから106引く9ということでございますが、そこに書いてございますが、今度はBの方の計算式、新規採用が1人とそこに書いてございますね、プラス1人。これで98人ということで、正職員は98名分を見ておるところでございます。それで少し算式の中味を申しあげますと、定年退職9人ございます。それから再任用を終了してしまうというのが、1.5名としておりますが、これは頭数でいきますと3名ということになりますね、うちは全部ハーフ勤務でございますので。それから臨職は、これはフル勤務でございますが、臨職解職を3名。それから嘱託さんこれはいろいろです。ハーフの方1人、それからフル勤務の方が2人ということで、2.5名解職をするということになっております。それから増員がプラス2名というふうに見ておりますけれども、これは、1人は新折居の建設担当に回したいということでございまして、来年、23年度は新折居の建設担当課というのを設けて、責任者を配置をしたいとこのように思っています。これが1人。更に奥山リユースこれも折居が竣工した年、昭和61年でしたか、同じように竣工しておるのです。ですからもうとても老朽化しております。これも更新しなきゃあいかんということで、その更新担当を1人設けたいということで、2名増員したい。ですから、定年退職やら、なんやらいろいろありまして、更に増員が2名。ですから合計これで18名になります。18名を補充しなきゃあいかんということですね。どういうふうな仕方をするのかと言うたら、先ほど来云うてますけども、その18名の内、委託11名、いわゆる民間で吸収するのが11名だと、これがBの計算式でございます。それから再任用さん、これが4.5名なのですが、これは先ほど定年退職が9名ございましたから、うちはハーフ勤務でありますから4.5名です。それと嘱託さんは、1人これはうちの今現在は再任用の職員でございますけれども、それが再任用を満了しますので、更に嘱託として0.5人採用したい。それから業務課の定数も減にして捻出をしたいということでございます。それが1人。それから更にそれだけでは18名補充出来ませんので、更に1名採用しなきゃあいかん。それでドン18名。ABドンということになる訳でございます。そんな計画でございまして、それでこの23年度、この表のとおり再任用は31名になります。嘱託は7名。それから臨職はゼロというふうになって参るところでございます。再任用さんですね、ちょっと申し上げますと、大体これでピークに近付いております。多くても32~3人ぐらいのところじゃあないかなというふうに思っております。これを工場運転を中心にはめていきたいと、こんなことで、来年度やらせていただきたいということで、正規職員は二桁になるということでございます。後それじゃあ、人数がどうなるのというようなことが、あろうかと思っておりますけれどもね、団塊の世代が大体これで形が付くだらうと思うのですが、これからは少し長いスパーンでいきますと、新折居、これが出来ますのが平成30年代。それからその前

に、この奥山リユース、これをしなきゃいけないので、これが更新、新しくなるその時期に、やっぱり委託ということをやったり考えていかなきゃいかんだろうと、こんなふうに思っております。その辺で何人ぐらいになるかなということでございますけれども、まあ、行政のチェックもいりますのでね、なんですが。今現在、折居は20人ほどの職員がおりますけれども、それを何人にして新工場、まあ10年後でございますけれども、やっていくのかというようなところかなというふうに思っている訳でございます。これで進ませて頂きたいのですが、一応円滑にこの委託の問題がいきますように、一応うちの方は労働組合に一応内容を説明を致します。これは例えば、そこの施設が委託をしますと、そこの職員さんは、定年退職で退職される方はいいのしょうけれども、何処かに異動で行かなきゃいかんということになります。それは全く勤務条件の変更ではございませんので、交渉事項ではないということをよく理解いただきたいと思います。何も月給が変わる訳でも、それから労働のいろんな条件が変わる訳でもございません。ただ、人事異動で行くということだけでございます。で、よく勤務条件というのがよく言われるのですけれども、勤務条件は将来ともその施設あるいは、その施設であるいは、城南衛管の中で、将来とも勤務を提供するかどうか、そういうところまで影響があるかどうか、というような事項ですね。例えば、そこへ委託をして、そこでガンと職員の月給がドーンと減ったと、それは勤務の条件の変更でしょう。あるいは、労働時間、毎日毎日残業せんなんと、えらいことになったと、こんなことも勤務条件の変更でしょう。しかし我々はそんなことはありません。もう全く同じ形で人事異動をしてもらいます。ということでございます。だから交渉事項ではございません。ですけれども、我々の方は労働組合とは、きちっと話をしようというふうにしております。ということでございますので、これはもう既に3回ほど委託をしておりますから、何回か話はございましたけれども、いつもうちの管理運営事項よということで、申し上げているところでございますので、一つご理解を頂きたいということでございます。

それから口取りの3でございます。多少、前段部分は申し上げましたが、こうして三つの工場を委託をして参りました。そこで契約期限が満了するというのがございます。それがこの表の一番上でございますが、城陽のクリーン21長谷山でございます。そこに委託期間が書いてございますけれども、平成18年9月1日から平成23年3月31日ということで、もう今年度で委託期間が満了いたします。そう致しますと、そこでこれをどうするのやということになって参りますけれども、それが2ページでございます。2ページの2であります。結論を言いますと、随意契約にしたいのです。随意契約に。一つは、現委託期間の4ヵ年で培われました運転管理能力、これは今後もさらに活用したいというふうに思っております、安心安全かつ安定的な工場運営にとって、先ず賢明であろう

ということでございますのと、それから引き続く雇用不安といったような社会経済情勢の中で、3年から5年のサイクルでの入札による企業さんの交代というのが、先ほどもちょっと先生の方から話がありましたけれども、就業確保という面で、行政の配慮があるのかということになって参りますので、しかも今回の場合は灰溶融施設を停止するということもございますので、随契でいきたいということでございます。それからもう一つは最近なのですが、そこにも書いてますD B Oの方式で工場の建設と、それから後の運営ですね、やるような入札が、だんだんと主流になっております。このD B Oは大体、建設費プラス運転ですから、15年から大体20年ぐらい一括、入札しておるのですね。それはやはりこの就業確保というようなこともございましょう。そのような要素があるということでございまして、ちょっと私ども調べてある資料をちょっとここに書きますけれども、最近17年から21年の、こういう焼却施設で入札した形態を統計致しました。全国調査をしたのですけれども、そこでですね、一つは従来どおり建設だけ入札しますよと、こういうのがあります。これが28箇所ほどありました。それから建設とプラス後の管理運営ですね、運転。これが10ございました。それから先生方も一つあるのです。建設と運転とそれから20年、30年しましたら後、解体しますので、解体もプラスして、一括入札しようかというのがございまして。これが3件ございました。それで合計41件になります。これが17年から21年度、1日50トン以上の施設を持っている所を、ちょっと私どもの方で全国調査を致しました。このような状況でした。ここで、その内訳は競争入札それから総合評価。総合評価落札方式というのがあるのです。これの内訳でございまして、建設だけの場合は、競争入札が20、総合評価方式が8。それから建設と運営は、競争入札がゼロ総合評価方式が10。それから建設から解体までが、競争入札が1、総合評価方式が2というようなことで、そんなことございまして、こういう形で建設と運転というのを一括して入札するということが増えつつあるということでございます。それからこの総合評価方式ですね、これも徐々に増えておるようございまして。総合評価方式。これも大変難しいございましてね、いろいろやっけていきますと問題が総合評価方式では出ております。一つ例を取りますと、秦野市それから伊勢原市ですか、2つの市のこれは衛生事務組合なのですが、ここが入札を去年致しまして、日立、上あるのですが、上二つだけ言います。日立とそれからJ F Eこれが上の方で、まだ下の方ありますが、この総合評価点が日立は81.5点だったらしいですね。いろんな大学の先生が集って、あーでもない、こうでもないとする訳です。それからJ F Eこれが81.3点です。ここで工事費がなんぼやったんやと、これが日立は94億3,950万円。J F Eは90億6,150万円ということでございまして、点数の低かった方が0.2点だけなのです。低かった方が安く出来上がるのです。が、行政はこっち（日立）

を取ったのです。日立を取ったのです。3億何ぼ違うけれども取りました。0.2点だけですけれど、こっちを取ったんですが、その後問題が起きました、これは。先ず、議員さん方から監査請求をしようということで、何で0.2点で3億も何で違うのやということで、それぐらいの技術力の差があったのかと、これ0.2点というのは、やっぱり技術力の差でしか説明出来ませんから、ということとございました。そんなことで一つは、議員さんの動きがございました。住民監査請求でございます。それから一つは、JFEからも文句が出たのです。これは、不適正な審査で、sonだけ3億何ぼの技術力の差は無いよ。というのがこのメーカーから出て参りました。それから有識者ですけれども、3億円以上の税支出に見合う技術差があったのかというのが、有識者の見解でございまして、多分、裁判か何か今やっているかも分かりませんが、そんなことで、総合評価方式もなかなか難しいです。これは私どもの方もまた、これから新折居がございしますので、勉強していきたいと思っておりますけれども、これを総合評価方式を致しますと、大学の先生集まってもらって、いろいろやってもらうのですけれどもね、大学の先生もやはり自分の主張をおっしゃりますから、なかなか又、難しいことがあるというふうに聞いております。そんなことでございます。ちょっと話が横へそれましたけれども、次この口取りの3の3ページでございしますが、それじゃ、この随契の方針は何年程度でやるのやということが、この3ページの1, 2, 3案でございしますが、この3案は全然先ほど云うておりますけれども、就労確保とかいった面が全然無視されております。で、これは無理だと思います。後、1案と2案でございしますが、我々としては一番長い8年程度と、8年ぐらいこれが一番短いのです。というのは、これは折居工場を閉鎖をした時期まで随契で引っ張っていきたくて、こんなふうに思っております。折居が丁度閉鎖を致しますと、ここの時点では、両方とも一遍に入札しようかという考え方も出てこようかと思っております。1案ですね、上と下、上下ですね、この関西サービスとそれから折居のアイテックですね。折居は今現在の契約は26年3月で終わりますので、もう一遍後、5年ほど延長して5年或いは6年ぐらいになるかも知れませんが、それは精密機能検査の結果なのです。折居清掃工場の今、中身を見ておりますけれども、その結果によって年数がそこで大体確定されますので、そこまでこの城陽の方の工場も引っ張っていきたくて、こんなことで8年としておりますけれども、大体8年から10年ぐらいの期間で引っ張っていきたくて、こんなふうに思っております。以上でございしますので、2, 3以上でございします。

○原田周一委員長 説明が終わりました。只今の議題、2番、それから3番目、民間委託の業務それから運転委託契約の更新について、何か質問があればお受けい

たしますけれども。 田辺委員

○**田辺勇氣委員** 今の委託の話が先ず1つなのですけれども、ごみ中継業務の民間委託を今度新たに指名競争入札で予定されているということなのですけれども、その次期に例えば先ほど説明のあった随契をするということで、ごみ中継業務じゃなくて、クリーン21長谷山とか随契をされるということなのですけれども、それによってこのごみ中継業務の民間委託、何か影響とか出てこないですか。例えば今ここで取っいたら、随契でいけるのじゃないかというような入札をされる業者さんの思いが出てきたりとか、そういった点で混乱は無いのかどうかというのが先ず1点と。それから、平成23年度の組織人員体制についてなのですけれども、9名の方が22年で退職されるということで、来年は4.5名が再任用という形で、再任用職員が今年の25人から31人に増えている訳ですけれども、ここ数年の動向はどうなのか。例えば定年退職された方、全員が再任用をされているのかどうか、それと若し再任用されなかった場合に、この4.5名で計算されていますけれども、23年度の人員体制について再任用職員のところの数字が若しかすると減るかもしれない。そういった場合には、どのような職員体制を考えておられるのか教えて下さい。

○**原田周一委員長** 吉村専任副管理者

○**吉村 弘専任副管理者** クリーン21長谷山では、確かに随契をしますけれども、このごみ中継は先ずは、入札を致します。思惑が、業者さんの一遍入ったらずっとしてもらえるのかという思惑があるかも分かりませんが、これは、ごく業務は現業的で限定的でございますので、業者を変えたってこれは直ぐ出来るような直ぐというと、ちょっと語弊があるかも分かりませんが、ここから向こうの清掃工場に行くだけでございますので、ですからこれは入札で出来ると思っていますし、確かに一遍の入札を何年でやるかというのはあるのですけれども、これはこれから議論をしたいと思っておりますけれども、そんなことで先ず、我々は次の契約は勿論入札でいくということにしたいと思っております。それから、定年退職者の再任用でございまして、今年の例でしたら、管理職の一部を除きまして、大方95%ぐらいが再任用をしております、私の方で吸収をしてやらせて頂いているところでございます。年金の関係がございまして、どうしてもそういう後の保障といいますか、そういうことはきちっと、やっていこうということでございます。それから若しその9名の方がみえない場合にどうするかということでございますが、現在もそうなのです。嘱託さんをちょっと補充でお願いをしたり、とかいようなことになるということでございます。

○原田周一委員長 他に、向野委員

○向野憲一委員 2ページなのですが、大型自動車運転免許が必要だというふう
に、されているのですけれど、そこには業務は、ほぼ車両運転業務で限定的であ
るということになっているのですけれど、委託して、そこでは大型免許を所持さ
れている方が採用されるということになる訳ですか。それともう一つ、職員が1
名とかいうところが、これまでもあろうかと思うのですけれども、そういう時の
休暇の取り方は実態として、どうなっているのでしょうか。

○原田周一委員長 吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 委託業者でありますけれども、仕事がどうしても大型免
許が要りますので、そういう発注仕様書を書くということは当然でございますし、
約13社ほど、うちの方にそういう業者さんが登録しているのですけれども、勿
論、他で既にそういう委託を受けているという業者さんおりますので、当然もう
大型免許というのは要ります。それと、休暇の取り方の実態でございますが、こ
の場合は、施設課のごみ中継でございますので、施設課の中で協力をするという
ことになります。ここに10人ぐらい職員おりますので、いつでも近くですから
直ぐ行けるという対応をしたいと思えます。

○原田周一委員長 よろしいですか。他に、ご質問ございませんか。他に質問がな
いようですので、次に、四点目の折居清掃工場等の消火設備の整備について、説
明をお願い致します。吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 4月2日でございますけれども、大変なご心配をお掛
けをいたしまして、改めてお詫びを申し上げたいと思っておりますが、この口取
りの4でございますが、その後、私どもの方も全施設を点検を致しまして、まあ、
滅多なことは無いやろという、そんな気持ちじゃなしに、若し燃えたらどうする
のやという気持ちで、そういう視点で、全部点検を致しました。今回、補正予算
でお願いをしなきゃあいかんということになろうかと思えますけれども、その中
身につきまして、ご説明を申し上げたいと思っております。口取りの4でござい
ますが、図を描いてございまして、左右に写真を入れております。このごみピッ
トの上のステージに放水銃を、設置をしたいということで、左右にしたいと思っ
ております。下にギア式放水銃でございますが、これ上下左右に動きます。今の
折居は上下にしか動かなくて、具合が悪かったのですけれども、そんなことで、

自由に動くという物を設置を致したいと思っておるところでございます。それからもう一つは2ページでゴミピット専用の画面を入れたいということでございます。先日の、先日と云いまして4月の15日でしたか、廃棄物処理常任委員会をさせて頂いて、事故の経緯、それから後の対応を全部お話を申し上げたところでございますが、議会側からも幾つかご指摘があったと思うのです。一つは、どういふご指摘かと言いますと、一つは、ここの工場の建物構造の関係、構造上の問題、これをきちっとしてもらいたいということでございます。折居は城陽の新工場と違いまして、2階と4階に分かれておる訳ですね。2階は中央監視室、4階はクレーンの操作室なのです。ですから4階のクレーン操作室からはゴミピットは良く見えるのですけれども、2階の中央操作室からはゴミピットは見えない。4階は見える、2階は見えないと、こういうことです。城陽の方は違いまして、2階に両方あるのです。両方あって、いつでもゴミのピットの状況が分かる訳ですね。ここの構造上の問題があるなというご指摘を頂戴致しました。これにつきましては、専用の42型となっておりますが、この画面設置で、いつもこの画面で見ると、いつもゴミピットの状態が、2階の中央制御室から見る事が出来るということにしたいと思えます。これは補正をして、ゴミピット全体がいつも見られるという画面でございますので、そういうことで、建物の構造上の問題を解消したいと、このように思っておるところでございます。それからもう一つは放水銃であります。放水銃を何とかきちっとしないといかんなど、これ当然でございますので、先ほど言いましたけれども、放水銃の設備の改良をしたいということでございます。それから3点目が、化学消火剤、これを設置をしといたらどうや、ということがございましたけれども、これ実は、出火の当日ですね宇治の消防署が全部撒いたのですね、その上に。ただ効果が無かったということで、あのピットにドンドンと水を入れて、鎮火をしようかということで、時間が掛かりましたけれども、13時間ほど掛かりました。ですからこれは効果が無いというふうに消防署から言われておりますので、このことはですから、検討はしませんでしたけれども、この二つ、これを今回、中心的にやらせて頂くということに相成った訳でございます。この金額でございますが、明細に書かせてもらっておるところでございます。この際ですから全部、点検を致しました。本庁、或いはクリーンピア沢、消火器の設置、それがクリーンピア沢がですね、工場棟には感知器があるのですけど、この管理棟には無いということなのです。消防法上は1,000m²以下は要らんことになつとるのです。なつとるのですけど、管理棟と工場棟には2階に渡り廊下がございまして、若し管理棟で燃えたら向こうに行きますし、向こうが燃えたらこっち側に来るのじゃないかなということ、若し燃えたらという視点で、これは管理棟であってもやっぱり感知器が要るのじゃないかなということで設置をお願いをするということでございます。それからご

み中継場、それから折居です。折居は消火器が114本ございますが、ちょっと職員を叱ったんですけれどもね、正直に書いてございますけども、使用期限が経過しているのがあるということでございます。私は正直ですから皆、書きましたけれども、そんなんで使用期限経過と、これも実際は、消防署はちょっとぐらいなら良いよという話は聞くのですけれども、それはいかんと、やっぱりきちんとしようということで、やっておりますが。それから消防用の空気呼吸器、それから空気ポンペ、背中に背負って中に入って行くということでございます。それを2つ設置をしたい。それから移動式の消火設備の更新工事。これはハロン消火設備なのですが、これはオゾン層を破壊しますので、こんな物があつたということでありまして、これを粉末式の最新の環境に良い物を導入したいというふうに思っておるところでございます。それから先ほど言いました、放水銃とカメラでございますが、そんなことで設置をさせて頂きたいということでございます。それから後、グリーンヒル三郷山でありますけれども、ここも感知器、それから奥山の排水場も施設を持っておりますので、財産区の土地ですので、あれ山火事になったら大変でございますので、又、夜は全然無人になりますので感知器ということで、この東洋テックという警備会社へ直ぐ通報できるようなシステムを導入したい。それから奥山リユースセンターでございますけれども、これも、そうでございます、管理棟には無いと、感知器がということでございます。それから倉庫に可搬式の動力の消防ポンプがあつたのですけれども、これがもう老朽化しておりますので、これも更新させて頂きたいということで、130万ほど計上しておりますけれども、そんなことでございます。それから、クリーン21長谷山でございますが、これは折居に背負い式の空気ポンペの呼吸器を配置しますので、それとの均衡上、ここもお願いをしたいということで、59万2千円でございます。それから、エコ・ポート長谷山ですが、消火器を書いておりますが、後、選別室ですね、障害者が、缶・ビンをダッーとやっておりますが、あそこ音が大変しておりますので、あの中にやっぱり警報を入れていくということで、非常ベルを入れたいと思います。廊下からの分しか現在ありませんので、ちょっと聞こえ難いということで、音がする所でございますので、そんなことで増設をさせて頂きたいということでございます。後は、消火器の処分費等でございます、既決予算で38万9,500円。それから補正でお願いするのが、1,248万6,800円ということで、10月議会の初日で上程をさせて頂きたいというふうに思っておる訳でございます。で、今のところ考えておりますのは、財源なのですね。もうこれ消防施設だけで、これ1,200万ほどお願いをしますのでね、ですからどんなふうに考えているかということなのですが、出来るだけ市町に迷惑が掛からないようにしたいと思っております、今年が良いものがある訳です、灰溶融施設を停止致しますが、来年度なのですけれども、大体2月頃から整備に

入ります。もう直ぐ、今日から明日という訳には行きませんから、準備も要りますので、終い工事というのですか、そんな形でやって行きたい。そうしますと、灯油だとか、そういう物が要らなくなりますから、それで約、今のところ1,800万は見ているのです。1,800円で、1,200万のこれを買いたい。後、約500万ほど残ります。500万は市町にお返しをしたいと、こんなふうに、うまく考えておるところでございますので、よろしくご理解を頂きたいと思えます。それから、その他も未だ残ります灰溶融の関係では、2月3月ぐらいは、余り運転は出来ませんので、もう少しお返しが、この時期でしたら出来ようかなと思っております。当面は、そんなことで1,800万ほど削減をして、その財源を充てたいと、このように思っておりますのでございます。以上でございます。

○原田周一委員長 以上で、説明は終わりました。今の折居清掃工場等の消火設備、この辺の整備について、ご質問受けたいと思えますけれども、何方か。西川委員

○西川博司委員 この1ページですね、放水銃取り付け場所65Aとか、それから西側放水銃位置と書いて、写真が載ってある訳ですけれども、この写真、人が放水銃で、人がやっているのですけれども、例えば火災やったら、その上に人が行ってということは、炎で、とてもやないけど出来ないと思うのですね。実際は無人で、遠隔装置で放水をするということなのか、それともやはり人が上って、操作をするのか、その辺はどうなるのでしょうか。

○原田周一委員長 吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 人で、勿論します。全部、人です。センサーで感知をして、自動的にバア一と出すのが、あるやに聞くのですけれども、誤作動が結構ありまして、一遍出しましたら、下がベタベタになって、それこそ1週間や2週間ごみを燃やせないと、ですからメーカーに聞きますと、そういう注文は無いそうです。それがどうしてもありますから、ですから人で行きますし、それから今、先生おっしゃるように、ボウボウ燃えとったらということがあってはいかんで、ですから、ちゃんとしたモニターを要するに初期消火、早期発見なのです。そこを力点に置いたということをご理解頂きたいと思えます。

○原田周一委員長 西川委員

○西川博司委員 放水銃については、分かりました。これ、それぞれ改善を設置とかされる訳ですけれども、これは国の補助とかは無い訳ですか。

○原田周一委員長 吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 国の補助はございません。ございませんけどね、折居につきまして、ちょっと京都府の方にお願ひ出来ないかということで、言うとります。どうなるか分かりませんそれは。

○原田周一委員長 藤田委員

○藤田 稔委員 空気呼吸器の設置をして頂くのですが、これは当然、職員がやるのか、消防職員がやるのか、職員で当然その行為をするのならば、訓練等はどのように考えておられるのか、その点をちょっと。

○原田周一委員長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長 訓練等につきましては、基本的には年に2回以上実施するというようにしております。その中でも、折居清掃工場でしたら、宇治市の消防本部の方に協力を依頼しまして、始めから終わりまで全て見て頂いて、最後に講評を頂くというような方法を取っていきたい、既にそういう形でやっております。今年もやらせて頂きました。そういうもので、ボンベの使い方とか、そういうことについては、その中でできっちりと講習なりを受けていくという、そういう対応をしていきたいと考えております。

○原田周一委員長 他に、ご質問ございませんか。特にないようですので、次に、五年度の市町分担金の推計について、説明をお願いします。吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 次に市町の分担金の推計、概算でございます。口取りの5でございます。先生方もそうですし、勿論、正・副管理者も市長、町長さんでございますので、これから分担金がどれ位かかるのやというのが一つの関心事でございますが、私どもの方でザット計算ですが、大きな事業だけでございますが、出してみました。今現在の22年度は分担金が、下に書いてございますが40億4,233万3千円でございます。この22年度に対して、それじゃ23年度、24年度、25年度は増減がどうなるのかという表でございます。ですから、三角になっているのは、22年度に対して、分担金が減額されますよという見方をして頂いたら結構なのですけれども、そこで、中身に入っていきますが、分担金の増減要素の一つは公債費です。いわゆる借金返し、これが今年22年度は、この40億の分担金の中に約11億3,5

00万ございました。それが、23年度は減るのです。もう10億を切ってしまいます。22年度に対して2億9,300万円減ります。で、24年度は4億7,600万円、ということで、減って参ります。これはあくまでも22年度に対してですね。これが分担金の勿論、減る要素。それから先ほど言いましたけれども、クリーン21長谷山の灰溶融炉の停止です。これが22年度は、金額が入っておりますけれども、23、24、25とは、約ザットですけれども2億これが削減できると、毎年削減できているということですね。ですからマイナスで、三角で2億、2億、2億とこう書いています。それから旧の沢の第2清掃工場でありますけれども、今現在ここにそのまま、ほってありますが、これも解体をさせて頂きたいと思っております。こうやって財源もだいぶ出来ましたので、例えば灰溶融施設の停止なんかを致しますので、財源が出来て参りますので、こういったことを活用して、そのセットでございますけれども、解体をさせて頂きたいと思っております。この旧工場ですね、今も未だセンサーが入っております。センサーとか電気が入っておりますやっておりますが、何か猫が入ったとか、子を産んだとかいろんなことがございまして、この際、解体をさせて頂きたいと思っております。そう致しますと、例えば環境祭りとか、そういうのにも広く使えますので、いろんなことに使って頂きたいということにしておりますし、この際、2ヵ年事業でこの1億2千万、1億2千万ということで、23年度24年度でやらせて頂きたいと思っております。2億4千万ですけれども、その内の1千万は実施設計図書が入っておりますけれども、そういうことで、やらせて頂きたいと思っております。それから先ほど2つの委託をしますと云いましたけれども、それがごみ中継、それからエコポーのものでございます。人件費だけでも約2,100万、もっとこれは節減できると思っておりますけれども。それから、奥山のリユースセンターの更新事業でございますが、これが、23年度は1千万を見ておりますけれども、これ実施設計、それから土質調査を1千万でやりたいと思っております。後は建設費なんです。24年度は2千万、25年度が4千万、26年度が4千万ということでございますが、ここで奥山のリユースセンターは約15億見ておるのです。ここで国の補助金これを5億見ております。約3分の1くれるのです。それから起債これが9億見ています。現金持ち出しで、いわゆる市町分担金これが1億見ています。これで10億ですね。この1億が今、言いましたけれども、その年度に24、25、26とに分けて3ヵ年に分けて建設をするということで、1億になりますね。ということでございますので、15億の仕事を1億で、当面、現金用意は1億ですと、こういうことでございます。それから後、大きいところでは折居の更新事業なのですが、これは基本計画だけ策定したいということで23年、1千万設けておりますけれども、いろんな今は、職員も十分にありませんで、全国調査ぐらいはやっておりますけれども、来年度はこの建設推進課という課を置きたいと思っておりますが、当面はこの23年度は基本計画を策定したいということです。それから転廃助成金ですね、これも凍結分を3億してござい

す。市町の財政状況これを考慮して、14年度と15年度の転廃のお金を3億円凍結を致しました。それを凍結をもう一遍、解除を致しましてそれを長いスパンで11年掛けて3億3千万頂きたいということでございます。ですから毎年3千万ずつ、その分は増になるということでございます。それからし尿収集の委託料これも業者へ委託している分でございますけれども、ご案内のとおりどンドンどンドンと、そういう世帯が減っていきますので、その後、委託料は減ということでございます。それからクリーン21長谷山の工場用の水道配管でございます。これちょっと申し上げますと、これまでクリーン21長谷山は城陽市の水道を頂いていたのですね、あそこ地形はよく、ご存知だと思いますけれども、あそこをずっと通してくるのは、砂利採取業者の敷地を通っております。管理上、いろいろ難しいございまして、全部は云いませぬけれども、これは今度は宇治田原町の町営がつい下の方まで来よる訳です、銘城台の方まで来ますので、そこから引っ張りたいたいと思っております。あの道路にずっと平行して。そんなことを思っております、それが約8千万見ておりますが、23、24と4千万ずつお願いをしたいということでございます。それから、クリーン21長谷山の周辺整備事業でございますが、これは22、23、24と用地を買わせてもらいました。その代金が入っておりますが、25年度はその用地代がなくなりますので、三角の1,689万3千円ということで、対22年度に対しては、それだけの財源が削減できるということでございます。それからクリーンピア沢でございますが、これも起債75%を削除致しまして1千万円ということで、クリーンピア沢これ平成9年に出来た施設でございますが、やや、やっぱり老朽化をして参りましたので、この際、やっていきたいと思っております。それから退職手当でございますが、今年の22年度は、定年退職者は9名おります。先程、先生おっしゃったようなことでございますが、その9名が23年度は8人になるのです定年退職者は、1人減ります。1人減りますから1人分の退職手当が約2,500万と、だから三角の2,500万ということで、対22年度に対してはそういうことになります。そんなことで、ずっと計算をしていきます。で、この考え方は折居以外は、新折居は大体、平成30年ぐらいに竣工というか、30年代、出来れば32・3年まで引っ張りたいたいのですけど、そこまで行くかどうか知りませんが、そういうことで思っておりますが、だからそれまでに、新折居は沢山のお金が要ります、やっぱり一番大きいですから、要りますので、それまでに、こういうことを全部してしまいたい、平成20年度代でしてしまいたいという計画でございます。やはり経費の平準化というのを考えなきゃあいかん。一つの年度、或いは数年度でダート金を使うと、これは市町大変でございまして、そんなことを思っております。そのような計画を建てさせて頂いておるところでございます。以上でございます。

○原田周一委員長 以上で説明が終わりました。只今の市町分担金推計、概算について、

ご質問等があればお受け致します。何方かご質問ございませんか。よろしいございませんか。他に質問がないようですので、次に、六点目の平成22年人事院勧告に対する対応（案）について、説明をお願いします。 吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 22年度、つい先程ですね、8月でありましたけれども、人事院勧告が出ました。口取りの6でありますけれども、一つは給料表の改定でございます。これは資料の1でございますが、3ページに、給料表が随分長い給料表になっていまして、最近は何号俸なんてありますから、全部はお付けをしませんけれども、ここに引下げ額、200円、300円とずっと500円600円とございますが、その程度の金額、その程度と大変、語弊があるかも分かりませんが、その金額が減っておりますが、それが何処で減ったかということは、例えば2級でしたら65号級から125号級で200円減ったという表でございます。3級でしたら、200円減ったのは49号級から113号級のところが減ったと、こういう表でございます。これで実施を致しますということでございますが、この給料表ここに給料が減ったというところに分布をしております職員さんが、うちは74名おりました。後は少し若い方でして、給料が減らないところに分布がございましたので、100何人のところ74名が今度200円から数百円減るということになります。この74名でありますけれども、年間の削減額が今現在の現員現給でやっていますので、46万8千円、年間ということに概算なっております。そのことは実施を致したいと思っております。それから後は、ボーナスの関係ですね期末勤勉手当4.15から3.95に減るということで、0.2ヶ月減ります。大体どれぐらいの金額が、これ減るのやということでございますけれども、今、私どもの方の22年度のボーナス、期末勤勉手当は1億9,685万5千円計上しております。これは今の4.15ヶ月分なので、これが今度は3.95になりますから、ですから0.2ですね、これを4.15で割りまして、予算1億9,685万5千円を掛けますと、これで948万7千円という削減になります。これが0.2ヶ月分で、約1千万弱ということでございまして、ボーナスの削減額が非常に大きいということで、給料表の削減額はしれております46万8千円ということになって参ります。それからもう一つ3つ目でございますけれども、これは管理職に対する削減ということになっておりまして、55歳を超え、かつ6級以上、6級以上というのは、うちの管理職5級からですが、5級、6級以上ということになります。減額ということになりまして、この給料表の改定とは別に、先ほど言いました給料表の改定とは別に、この55歳を超えて、かつ6級以上の職員は、給料とそれから管理職手当これを1.5%減らさないよと、当面の間と書いてございますが、当面の間カットしなさいと、当面の間というのは定年延長が当面でございますので、その期間で新たに又、50歳代或は60歳の前半ですか、の職員さんの給料の制度設計をしたいと、こういう趣旨がちょっと書いてございましたけれども、

そんなことをごさいます、これにつきましては、ちょっと国家公務員に対する勧告、これはあくまでも、人事院勧告というのは、あくまでも国家公務員でございますので、そこで私どもの管理職の給与の制度と、それから国の制度。これ実は違うのです。違うところをここに書いてございます。4ページを別添2でございますが、見て頂きたいと思っております。この国の方は、管理職は10級から5級までになっております。左側の方ですが、もう10級とかになりますと本省の課長ぐらい或は部長さんとかそんなところになろうかと思えます。そういうところに行きますと、いわゆる指定職というのがございまして、そっちの方を貰うのですが。10級ということで、10級までいきますと、管理職手当だけでも13万9,300円ということで、9級ですと、13万300円、或は10万4,200円と、それから、うち7級ですね、うちの部長それから会計管理者が7級を使っているのですけれども、これでも国の方の管理職手当は3種類ございまして、二種、三種、四種、8万8,500円、7万7,400円、6万6,400円ということになっています。ちょっとこれは、施設部長と会計管理者がそこに書いてございますけれども、若干の個人情報がございますが、了解を頂いて、そこでいずれも、うちの方の管理職手当は相当に下回るという実態でございます。なお且つ国の方はボーナス、ここに書いてございますけれども、ボーナスの時には職務級加算というのと、それから管理・監督者加算というのがあるのです。2つ加算を貰いよる訳です。そこに書いてございますけれども、例えば10級でしたら、職務級加算でこのいわゆる本俸とか、そういったものが20%加算、なお且つ管理・監督者加算で25%貰うのです。そうしたら45%加算上積みされるのですよ。そこに何ヶ月分やいうて掛ける訳ですね、ボーナスには。大変な額を貰うということになりまして、うちの部長なんか少ないもんです。そんなことで、うちは管理・監督者加算はございません。そんなことの中で、国は、国家公務員に対してはやりますということでありまして、うちは、それ、やるかということになるのです。そうなるので、これ比較をしておりますが、5ページ6ページは、同じ6級同士のうちの課長と、それから国家公務員の地方機関の課長さんとの比較をしております。先ほどのとおりですね、この管理職手当が多ございまして、国の方はこの人勧通り1.5%のカットをしたとしても、うちの衛管の6級の課長さんらと比較致しますと、うちの方が年収の一番右の下でございまして、なお、10万円強未だ少ないと。現行でしたら未だ21万9千円少ない訳ですけれども、向こうがカットをされても、未だうちの方が少ないよとこういうことになります。そんなことの表でございまして、それから6ページもこれ部長級同士で比較をした表でございまして、7級を見ておりますが、先ほど言いましたけれども、管理・監督者加算のある人と、それから、ない人がございまして、そこで、ある人、ない人としておりますけれども、それでも部長級で比較致しましても、なお且つ、又1.5%を向こうの方がカットされましても、うちの部長の方が低いということに、年収でなっておりますが、そういった中で、市町も

そうですけどね、よく制度を勉強されたらいいと思いますけれども、ただ、国家公務員がやったんで市町も実施をするということで、実施されたら、それはまた、新たに市町と、うちとの均衡ということが発生をしますので、それは実施をするということになって参ります。これは地公法の関係がございまして、市町との均衡というのが明確に書いてございまして、やるということにはなろうかと思いますが、そのようなこととございまして。それからもう一つ云うてますのは、この口取りの6の2でございまして、定年の引上げ、これを云うております。これは資料の別添4、7ページでございまして、この形で、順次1歳づつ延長をしていきたいということでございまして、例えば今の60歳定年でしたら33年度に1人おるのですけれども、これが5歳延長されて、38年度に退職をするということで、順次1歳づつ延長をしていくような計画が勧告で出されていますので、これはこの通りやりたいというふうに思っております。なお2ページで、別添の通り実施しますと書いてございまして、なお書きがちょっと書いてございまして、申し上げておきたいと思っております。これ未だ国の方は明確に決めたということではないのですけれども、再任用をどうするのやということが出てきますね。ですから再任用は、うちの方は、これは未だ先でありますけれども、一応、我々が今、考えているのを申し上げておきますと、なお書きであります。定年退職以降65歳の者、これはもう当然そうです。65歳しか年金が出ませんので、65歳まで。60歳で定年の人もあれば、61歳が定年になるという人もおるのですね、これからは。62歳が定年やという人もおりますけれども、要するに定年から65歳までは再任用しようということ。62歳の方がここで退職したら、そこで、この間だけ再任用しよう、ということですから、もう一つは、定年を待たずに、かつ60歳以上で退職をした人。例えば63歳が私は定年ですよという人がおりますが、63や無しに61で退職をしたい。これは63の定年を待たずに退職をしたことになる訳ですね、これはここまで、この間61から65まで再任用しよう、それでどうか、というような案を今、腹案として持っております。そのようなことがこのなお書きで書いてある部分でございまして、勿論、ハーフの勤務でいきます。それから5でございまして、これは今回の人勧には関係ないのですけれども、地域手当でございまして。地域手当は私どもの方は、17年の給与構造改革を受けて、ずっとやって来たのです。22年度今年で6%になりましたけれども、しかし6%ではこれは具合が悪いと、云いますのは、宇治市さんは6%ですけど、一番高い訳ですね、うちの管内では。でも八幡、城陽は3%でございまして、他の町ではゼロというところもございまして。そういった中でどうするのかということでもありますけれども、一応4.5%で来年度いきたい。その根拠はそこに書いてございまして、3市3町の各現行地域手当支給率、3とか6とかありますけれども、それにその市町の人口を掛けます。そして、その合計額を今度38万人の管内の総人口で割ります。そうすると平均的なものが出てくる訳ですね、いわゆる人勧の平均的なものが出てきます。それ

が4.499です。これ4.5になります。これで労組と交渉をしたいと思っておるところでございます。誠にまた恐縮なのですが、この一般職というのは、これ労組の交渉条件です。これしなきゃあいかん。ただ、管理職ですね、これはもう否応なしにお願いしたいと、いうことでございます。先日も所属長会議でやりまして、私の方でお願いを致しました。いや、頑張っでやろうと云うてくれておりますので、頑張っでこの分はやりたいと思っております。そこで、働き甲斐の話をちょっと申し上げておきます。こうして最近はまだ給料の増える要素というのは、なかなかない訳です。丁度、私その時期に来ておりますから、いつも吉村はいつも給料を減らしよるということになっておるのですが、時期が、来た時期が悪いというようなことでございますが、ただ、そういった中でも、やり甲斐のある、やれば、頑張ったら上がれるという制度を作っているのです。これは職務職階級制度なのですけれど、それ以外に何年か前から主査制度を作ったのです。主査になったら4級の給料表を出しましょうと。何も上に上がらなかつたら、1級から3級までなのです。これで定年を迎えてしまいます。これ3級の最高号級は約35万です。35万円で定年を迎える。しかしこれで例えば子供さん大学へ行かすとか、いろんなことへの準備が出来るかということもございまして、働き甲斐や、生き甲斐ということもございまして、主査制度というのがあるのです。これは人事で一定評価をして上へ上げていくということの他に、勿論、評価は致します、致しますけれども、主査制度に挑戦をしてもらいたいということです。この主査制度は条件がございまして、一つは所属長が推薦をすること。この人はよう頑張るのやと、頑張るので何とか給料も上げて、4級にしてあげてと。これは所属長の推薦です。二つ目に所属長から所管の部長に上がって参ります。部長が承認するかどうかという、部長の承認が、部長決裁が要ります。それだけじゃなしに、今度は面接試験をやっています。面接をしてそこで合格をしたものは、今度4級になりますが、ただ、この主査は従来どおりの仕事では4級の給料を払えませんが、1つは係長の補佐をしていくということが仕事になりますし、それから若い職員さんの指導、これもお願いをしたいというふうになっているのです。ですからこれで頑張っでやってくれたら、課長のポストも、一定、限界がありますから、部長入れまして19名しかないのですが、頑張る人はこのようにして、上がれるという条件もきちっと設けておりますので、是非、そんなことで、理解を頂きたいなと思っておるところでございます。4級になりますと、先ほど3級でしたら35万なのですけれども、4級になりますと、39万で、4万差があるのです。これはだいぶ大きいです。そんなことでやっておりますけれども、まあ、いつも給料を下げる方でございますので、あまり良いことは言われませんが、そんなこともやっているというふうに、ご理解を頂きたいと思っておるところでございます。今日は私以外に若い職員もおりまして、40台の課長、所長がここ3人おりまして、若手でもう、よく頑張っでくれておりますので、上に上げておりますが、30台の人事係長と財政係長、中枢でございますが、後ろの右側

に座っております。やる気のある人、頑張る人は上げる、というのが私の視点でございます。その点もよろしくご理解を頂きたいと思っております。以上でございます。

○**原田周一委員長** 以上で説明が終わりました。今の告に対する対応案について、質問があればお聞きいただきたいと思います。 田辺委員

○**田辺勇氣委員** 先ず教えて頂きたいのですけれども、人勸からの勧告を受ける側の立場として、市町村と一部事務組合との違いというのが若しあれば、教えて頂きたいのが一点と。それから、先ほどの地域手当の関係なのですけれども、八幡市の場合は、私、八幡市から来ていますので、先ほど宇治が6%八幡が3%とおっしゃいましたけれども、八幡市の場合は退職手当債の関係があつて、どうしても3%に下げないと、ペナルティーで借入れが出来ないというような条件がある中で、3%というふうになったのですけれども、今の城南衛管でいえば、それを早急に進めなければいけない必要性というのは、何処にあるのかなというところをもう一度、お教えを頂きたいと思っております。それからもう一点、主査制度ですか、今のところ、これまでにどれぐらいの方が、この制度を活用されているのか、上げられているのか、教えて頂きたいと思っております。

○**原田周一委員長** 吉村専任副管理者

○**吉村 弘専任副管理者** 先生、ご指摘でございますけれども、先ず一つは、人事院の勧告です。これは私共の方も同じように地方公共団体でございますから、例えば京都府からとか、或は、国の方から同じような指導を受けますので、全く同じというふうに理解頂きたいと思っております。我々の方もそれが出ますと、きちっと、どういう形でやっていくかということ、直ぐ検討を致します。それが一つ。それから地域手当の必要制というのですか、改正をしていく、これは私共は市町の分担金を頂戴していますので、これはやっぱり、住民の税金なのですよね、申し上げるまでもないのですが、ですから、それは市町との差異があれば、それは可笑しい訳です。地公法上も書いてあるのですね、職員の給料は市町等との均衡を図ると、法律にも書いてございますので、しかもなお且つ、住民から云えばですよ、或は、市町から云っても、うちはゼロやのにと、うちは3やのに、何で衛管は6にしとんのやということは、当然の事ながら出て参りますので、私の方は敏感にそのことは察知をしなきゃいかんですね、住民の感覚、いつも私、云うていますけど住民感覚なんですよ、そんなことは。ですから早く対応をしなけりゃいけません。だから今回、22年度が終われば23年度、一歩更に踏み込んでいくということは、当然のことだと思っております。以上でございます。それから主査制度ですが、何年か前にスタートさせました。所属長の推薦も、やっぱ

り最初ですから、優秀な人が上がってくるのですね。ですから、一人を除いて、全員、7から8人でしたか、通りました。ということでございます。

○原田周一委員長 稲石事業部長

○稲石義一事業部長 先ほど専任の方から説明がございました、係長を補佐したり、後進の指導に当るといふ新しい主査制度を、平成21年の4月からスタートをさせております。それ以降6名の職員を昇格をさせておりますので、よろしくお願い致します。

○原田周一委員長 田辺委員

○田辺勇気委員 市町村と一部事務組合の勧告の受け入れ態勢というのは、良く分かりました。それで地域手当なのですけれども、おっしゃることも、よく分かるのです。ただ、僕は、もともとこの地域手当については、宇治と城陽と八幡と京田辺、京田辺は関係ないのですけれども、この京都南部といわれる地域の中で、そもそも、地域手当に差があるというのは、僕は非常に何かしっくりこないという意見を持っているのです。その中で、やっぱり各職員さんというのは、それぞれ地域手当下げられたら当然給料に影響する訳ですから、困られると思うのですけれども、先ほど申し上げたように八幡の場合では、そういう条件の下で、仕方なく下げたところがあると思うのですよね。それで云うと、宇治の場合は6%というのがあって、じゃあ、この一部事務組合の城南衛管が下げなければいけないのかと、それはちょっと、あんまり直結するかなという思いもあるのですけれども。それと、先ほども申されましたけれども、やっぱり働き方の中で、モチベーションをどう保っていくかということと、主査制度というのを6名の方が、受けられているということなのですけれども、先ほどおっしゃったように、なかなか、今の公務員さん給料が上がらないというような現状の中で、やっぱり地域手当というのも、ある意味、給料に計算される部分なので、やっぱりこれを下げるといふのはどうかな、という意見を持っています。お考えをお聞かせ下さい。

○原田周一委員長 吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 地域手当は、それなりに権威のある人事院がいろんなデータをして、きちっと勧告をしたものでございますから、どの市町村も大方、日本中の大方の市町村がやっている訳ですよ。9が6になったりしていますけれども、その中で1人衛管だけが、そうしたら6のままや、という関係には先生いきませんよ、これは。八幡の例を出されましたけれども、八幡も基本は6やとおっしゃっても現実に3

ですからね、3を出したはる訳ですから、それはうちは、だから3をベースで3と6と、3とゼロというところを平均して4.5にしている訳ですね。これ、ある町はゼロなのですけれども、6%出ているのですね。だから6で、うち計算しているのですよね。ある意味では、京都府庁もそうですけれども、京都府庁は、府庁は10%なのですよね、人勧上ですよ、国の指定の地域では10%。それから南部はゼロとか3とかございます。それで職員数掛けて計算をしましたら一定財源が出てきますよね、その地域手当の総額が。向こうですから沢山、職員おりますから何億か、ぐらいでしょう。それを府庁の職員は10やけれど、9にして、その南部の低い所へ回しているのですよ。差をちょっとでも解消しているのです。それはあくまでも人勧の財源の再配分なのですよね。うちは、宇治を6にして、それから八幡3と、城陽3にして、そうして人口に掛けています。人口が一番安定的なのです。職員数に掛けますと委託で上下しますので、計算上ちょっとあれなんで、人口にしています。人口比は大体、分担金の比とよく似ているのです。さほど変わりません。ですからそれを使っているのですが、そうやって、やっています、ですからうちは、京都府よりも上をいっている訳ですね。これは人勧の通りで再配分したら4.2%なのです。4.2なのですけれども、一部、町の方が6%で計算しますから4.5で、0.3上積みしているのです、うちは、人勧以上に。そういうこともあるのです。ですから、そんなことで出来るだけ一番高い率を使っていますけれども4.5というのは、そういうことを理解頂きたいと思っています。これはやらんとしょうがないですよ、これは。制度はいろいろあるでしょう。例えばこの両部長、宇治田原に住んでいるのですけれども、帰りにその宇治のスーパーで品物買っている訳ですよ。物価の話とかありますけれど、同じような生活ですよ、やっぱり。でもそれは矛盾は、矛盾は感じるんですよ、感じるんですけど、これは人勧の、やっぱり人勧ぐらい守らんと、どうするんですか、と私は思っております。以上です。

○原田周一委員長 田辺委員

○田辺勇氣委員 分かりました。今の話は理解しましたけれども、今、労組と交渉中ということなのですけれども、スケジュールとか、今後、何時までに、その方向性を出していきたいみたいなどころがあれば、最後に教えて下さい。

○原田周一委員長 吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 目標と致しましては、10月議会の最終日、ですから11月の下旬になると思いますけれども、そこで、出来れば、この人勧分も含めまして、条例改正をさせて頂きたいなど、こんなふうに思っています。

○原田周一委員長 他にご質問ございませんか。他に質問がないようでございますので、その他にいきたいのですが、その前に1から先ほど説明がありました6番まで、続いて若し、何かご質問があれば、確認しておきたいのですが。ございませんか。

青野委員

○青野仁志委員 5番の項目で、市町分担金の推計について、この中で分担金、云々というよりも、この中の説明の中で、解体工事これ、旧沢第2清掃工場解体工事、23年度1億2千万、24年度1億2千万。素朴な質問、疑問なのですけれども、解体にこれ2年も掛けてやっていくというのは、やっぱりそういうもんなのですかね、金額もさることながら、この期間。ちょっと、その辺のことを説明をお願いしたいのですが。

○原田周一委員長 吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 ちょっと金額的に、若干高いと、そういうふうを受け止められたと思いますけれども、焼却炉を持っているのですよね、実は。ですから、ダイオキシンの対策も、きちっとしなければいけませんので、したいと思います。だから、額がちょっと多くなりますので、それを分割で2ヵ年にしたいと思っております。そういうことです。

○原田周一委員長 よろしいですか。他に、ご質問ございませんでしょうか。特に、ないようでございますが、議長、何か。理事者側の方で。

特に事務局の方で用意されている事項はございませんが、委員各位の方で何かございましたら、提起して頂きたいのですけれど。 田辺委員

○田辺勇氣委員 非常に質問し難いのですけれども、平成20年からですかね、乙訓環境衛生組合、お隣の方で、専任副管理者を廃止されて事務局長という形にされて、今、進んでいると思うのですけれども、非常に質問し難いのですけれどもね、将来的なことも含めてですね、今、それをこの隣の城南衛管の立場から、どのように見ておられるかというのを、ちょっと聞いておきたいなど。例えば、伝わってきている話とか、メリットとか、デメリットとか、どういうものがあるのかというのは、若し分かれば教えて頂きたい。

○原田周一委員長 吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 規模とか、施設の数とか、いろいろ違うと思うのですね。乙訓の方は職員が38名ぐらいじゃなかったかな、確かそれぐらいで、大分、委託も進んでおりましたね、ですから、そんなこともあって、それから人事の関係とかあって、事務局長になるんだとか、もうなっているとかいうことを聞きましたけれどもね、やっぱりそれは、総合的な政策面もございますし、規模もございますし、その辺は、私が答えるのじゃなくて、そういうご判断をそれぞれ構成市町含めて、全体でやっていくということではないでしょうか。

○原田周一委員長 よろしいですか。他にございませんか。特にないようでございますので、以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後3時47分閉会